

事務事業名	就労移行支援事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8129		
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				☐ 実施計画上の主要事業			
基本事業名					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	障害者総合支援法、同施行規則（市規則）					☒ 単年度繰返（開始年度平成18年度～			
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費		☐ 期間限定複数年度（年度～年度）			
事業概要	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識習得や能力向上のための訓練、職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき実施する。 利用者は、サービス料の1割を負担する（事業所へ支払う）。 国県負担金 国1/2・県1/4								

1. 現状把握の部（1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 27年度実績 申請を受けて、障がい者の身体状況を調査し、調査内容、本人の希望、勘案事項を基に、暫定支給・支給量・支給期間・利用者負担額を決定する。受給者証の交付を受け、利用者が事業所と契約してサービスを提供する。 28年度計画 前年度と同様				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
				ア	事業申請者数	人	18	16	16	28	28
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 身障・療育・精神手帳所持者				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
				ア	身障・療育・精神手帳所持者	人	3,658	3,737	3,609	3,804	3,880
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 一般就労などを希望する障がい者を一般就労に結びつける。				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
				ア	一般就労した障がい者数	人	4	4	3	3	3
				イ	延べ利用日数	日	3,406	2,854	3,271	3,850	3,850
				ウ	事業利用者数	人	18	16	16	28	28
				エ							
				オ							
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 障がい者の自立と社会参加を支援する。				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
				ア	事業を利用して一般就労に移行した割合	%	22.2	25.0	18.7	10.7	10.7
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
(2) 総事業費の推移											
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	15,106	12,357	11,596	17,709	13,650		
			県支出金	千円	7,553	6,179	5,798	8,855	6,825		
			地方債	千円	0	0	0	0	0		
			その他	千円	0	0	0	0	0		
			一般財源	千円	7,554	6,179	5,799	8,855	6,825		
			事業費計（A）	千円	30,213	24,715	23,193	35,419	27,300		
	人件費		正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2		
			延べ業務時間	時間	170	170	170	170	170		
			人件費計（B）	千円	714	691	718	712	712		
			トータルコスト(A)+(B)	千円	30,927	25,406	23,911	36,131	28,012		
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等											
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？		平成18年10月から、障害者自立支援法に基づく介護給付の1つのサービスとして実施することとなった。									
		②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？		平成22年4月から、障害者自立支援法の一部改正により、低所得（市町村民税非課税）者の自己負担が無料となった。 平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。							
				③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？							

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 障がい者に対して、就労に必要な能力向上のための訓練を行なうことは、障がい者の自立と社会参加に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法に定められているので妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 障害者総合支援法に定められているので適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 障害者総合支援法に基づく事業なので、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 障害者総合支援法に定められているので、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 障害者総合支援法に基づき行っているので、事業費は削減できない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人員で対応しているので、削減できない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法に定められているので、公正・公平である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							